

令和8年度農村RMO形成等伴走支援業務委託に係る企画提案仕様書

第1 委託業務名

令和8年度農村RMO形成等伴走支援業務

第2 目的

農村地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産のみならず、生活（買い物、通院）など集落機能に必要な機能の低下が懸念されている中、多様な主体が連携して活動の集約や棚卸しを行い、より活動しやすい組織を構築するとともに、農家、非農家などが連携、協働して、農地の保全、地域資源の活用、生活支援に取り組むなど、地域コミュニティの機能を維持・強化していくことが必要となっている。

そこで、本業務は、農村集落における話し合い活動を推進し、話し合い活動に基づく実践活動を支援するとともに、農村型地域運営組織（農村RMO）の推進、掘り起しを行い、農村RMOの育成を図る。

※ 農村型地域運営組織（農村RMO）：複数の集落機能を補完し、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

第3 履行期限

契約締結日から令和9年3月12日

第4 業務内容

1 持続可能な農村づくり地域研修会（農村RMO地域研修会）の開催（1回以上）

農村地域の課題解決及び地域コミュニティの維持・強化を図るため、地域での話し合い活動を推進するとともに、農村型地域運営組織（農村RMO）についての理解を深めることを目的とした農村RMO地域研修会（以下「地域研修会」）を開催すること。

（1）開催地区 鹿児島県本土内（※鹿児島市以外の本土内）

※ 開催場所については、県と協議して決定する。

（2）業務内容

- ・ 地域研修会の開催及び運営管理
- ・ 地域研修会の内容の企画・立案
(基調講演、優良事例紹介、ワークショップ等)
- ・ 地域研修会開催の周知、チラシ（データ）の作成
- ・ 地域研修会の講師の選定及び依頼
(謝礼、旅費等の支払いを含む)、運営スタッフの確保
- ・ 地域研修会の会場の確保等の手配
- ・ 地域研修会の開催に必要な資料の作成
- ・ 地域研修会の運営全般（開催記録の作成含む）
- ・ 地域研修会参加者に対するアンケートの実施、取りまとめ

- ※ 参集範囲は農業者をはじめとした地域住民、農業関係機関・団体、地域づくり支援組織、社会福祉協議会、市町村、県関係機関等とし、広く周知を行い、参加を誘導すること。

2 話し合い活動の実践推進支援（ファシリテーター、アドバイザーの派遣）

（1）話し合い活動の実践支援

ア 対象地区

話し合い活動の必要性がある地区（2地区）

- ・ 奄美・熊毛地区から1地区の選定を想定。
- ・ 詳細については、契約後に協議のうえ、決定する。
- ・ なお、うち1地区以上を次年度以降の農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（以下「農村RMO形成推進事業」という。）の候補地区として選定する。
- ・ 委託期間内に当初決定した地区以外から話し合い活動支援の要望が上がった場合は、県と協議のうえ、対象地区として追加を行う（1地区以内）。

イ 業務内容

- ・ 対象地区の要望に応じて、地区で開催される話し合い活動についての助言や、ファシリテーターの派遣等を行い、実践支援を行う。
- ・ 話し合い活動を行う際は、地域において十分な打合せを行う。
- ・ 必要に応じて、地域で行われる会合等にも参加する。
- ・ 話し合い活動後、とりまとめを行い、地域において報告を行う。

【農村RMOモデル形成推進事業候補地区について】

- ・ 次年度に「農村RMO形成推進事業」に取り組む場合は、農村RMO形成に向けた課題や活動の方向性の整理や、農村RMO形成に係る規約策定等計画作成に向けた支援等を実施する。
- ・ なお、候補地区においては、次年度以降必ずしも「農村RMO形成推進事業」に取り組まなくてよいこととする。

（2）アドバイザーの派遣（2回以上）

ア 対象地区

- ・ (1)の対象地区、その他要望があった地区
その他要望のあった地区については協議の上、選定する。
- ・ 派遣地区については、1地区は奄美・熊毛地区からの選定を想定。

イ 業務内容

- ・ 地域の話し合い活動及び実践活動の意識醸成を図るため、地区の要望内容に応じて、専門的知識を有した講師や他県で先進的に取り組んでいる講師を選定し、派遣する。

3 農村RMO形成推進事業の事業実施主体への伴走支援（2地区）

標記事業に取り組む事業実施主体に、「むらづくりサポーター」を設置、派遣し、農村RMOモデル形成に向けての伴走支援を行う。

（1）事業実施主体

郡山農村RMO（鹿児島市）（事業実施期間：令和8年度～令和10年度）

和田地区公民館（日置市）（事業実施期間：令和8年度～令和10年度）

（2）業務内容

ア 各事業実施主体ごとに以下の要件を満たす「むらづくりサポーター」を設置する。但し、（オ）の要件についてはこの限りではない。

（ア） 県内在住者であること。

（イ） 自社社員、外部関係者でも構わない。なお、事業実施主体の意向がある場合は意見を優先する。

（ウ） 実施地区に対し、事業実施期間中、継続したサポートが可能であること。

（エ） むらづくりの推進について、リーダー育成や話し合いづくりのノウハウ・知見を有していること。

（オ） コミュニケーション能力等要件

① 協調性に優れ、地域のリーダーの相談に丁寧に応じ、適切な助言ができること。

② 専門家やNPO、集落支援員など、県内外の多様な分野の人材とのつながりを構築できること。

（カ） 自らの専門的分野においてむらづくり実践者等への支援実績があること。

イ 「むらづくりサポーター」を事業実施地区に派遣し、以下の業務を支援し、活動状況を報告する。

【「むらづくりサポーター」の業務内容】

① アの事業実施主体が策定した将来ビジョン及び農村型地域運営組織形成推進事業実施計画書で計画されている話し合いや活動等に、必要に応じて同席し、計画書の進捗を把握するとともに、四半期に一度、該当市町村、県（地域振興局を含む）と情報共有を行い、進捗状況を報告する。

② 農村RMO形成に必要な農用地利活用調査や地域住民の合意形成、地域資源である農産物等を活用した地域内循環や新たな所得確保策、地区住民のための生活支援策等、農村RMO形成を推進するために必要な情報（集落組織の課題解決に係る手法や先進事例等）を提供する。

③ 事業実施主体の取組進捗状況に応じて、ワークショップや話し合い活動をコーディネーター、ファシリテーターとして支援し、その内容及びその成果等をとりまとめること。

④ なお、対象主体のRMOの自走体制の形成が進んでいるなど、コーディネートやファシリテーション等の支援を求める場合にあっては、事業実施主体と委託者の了承の上、聞き取り調査に基づく進捗状況のとりまとめのみとしても差し支えない。

4 上記以外の、農村地域において話し合い活動を進めるための企画

5 その他

- ・ 県農村振興課や農林水産省が開催する農村RMOのイベントに出席すること。
- ・ 県農村振興課から資料提出依頼があった場合、速やかに対応すること。
- ・ 情報収集として、県農村振興課や地域等が主催する先進地視察等に同行することができる。

第5 業務報告書の提出

業務完了後、実施内容等を業務報告書としてとりまとめ、農村振興課へ提出すること。

1 提出部数

区分	規格	部数
業務報告書	A-4	1部
電子媒体	電子データをメールで提出	

2 提出先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県農政部農村振興課むらづくり推進係

E-mail : nouson-mura@pref.kagoshima.lg.jp

第6 留意事項

- 1 業務の遂行にあたっては、県農村振興課と隨時打合せを行うこととする。
- 2 本仕様書に定めのない事項については、県農村振興課と業務受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- 3 業務の遂行にあたり、第三者（県農村振興課及び業務受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権に関する事務処理等を行うこととする。
- 4 業務受託者が作成したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、県農村振興課に帰属するものとする。ただし、業務受託者が営利目的以外で使用する場合は、県農村振興課と協議するものとする。業務受託者は、当該業務に伴う成果物等に対し、著作者人格権を行使しないものとする。